

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（通関業法部分）

規制の名称：通関業の欠格事由

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：関税局業務課

評価実施時期：令和7年3月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

- ・通関業者及び通関士については、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）において、成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることが欠格事由として規定されていたところ、その者がその資格に必要な能力等を有するかではなく、成年被後見人等であることをもって業への参加が認められないことは、成年被後見人等の人権が十分に尊重されないこととなる。
- ・このため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする同法の規定を廃止するとともに、通関業者及び通関士の利用者の保護の観点から、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設したものの。

＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の 人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	<p>・本規制緩和前後での成年後見制度（成年被後見人及び被保佐人）の利用者数は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。</p> <p>205,467人（平成30年12月末日時点）（注1）</p> <p>230,848人（令和5年12月末日時点）（注2）</p> <p>・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、成年被後見人等が通関業者の許可及び通関士の確認において一律的に排除されていた状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。</p>

（注1）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月—」より

（注2）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①許可申請等の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	<p>今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。</p> <p>一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、個別審査規定を新設するため、本規制緩和に伴う新たなモニタリングの必要性は発生しないものと考えられる。</p> <p>また、本規制緩和施行前では成年被後見人等として登記されていないことの証明書を確認しているが、施行後は心身に故障がない旨の宣誓書の確認に変更する方針である。当該宣誓書は、通関業の許可の際に通関業法第6条各号に掲げる欠格事由（一部）に該当しないことを確認するために施行前に用いられているものであるが、施行後は心身に故障がないことを宣誓項目として追加する方針であるため、当該宣誓書の利用による追加的な行政費用が生じることは想定されない。</p>
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、許可申請等の処理に要する新たな行政費用は発生

しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。 一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続きの適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、個別審査規定を新設するため、本規制緩和により顕在化する負担は発生しないものと考えられる。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、規制緩和により顕在化する負担は発生しなかった。

（参考）欠格事由（個別審査規定）に関する偽り、その他不正の手段を理由とした通関業の許可取消し及び通関士資格喪失の件数

- ・通関業の許可取消：0件（令和元年9月14日～令和6年12月末日時点）
- ・通関士資格喪失：0件（令和元年9月14日～令和6年12月末日時点）

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・業界団体にヒアリングを行ったところ、本規制緩和についての意見は出ていないとのことであった。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（通関業法部分）

規制の名称：通関業の欠格事由

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：関税局業務課

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

通関業者及び通関士については、通関業法において、成年被後見人又は被保佐人（以下、成年被後見人等）であることを欠格事由と規定しており、その者がその資格に必要な能力等を有するかではなく、成年被後見人等であることをもって業への参加が認められないことは、成年被後見人等の人権が十分に尊重されないこととなる。今回の規制の改正を行わない場合に成年被後見人等の人権が十分に尊重されないといった課題は今後も引き続き継続することから、現状の成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことをベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

成年被後見人等の人権が十分に尊重されていない現状を解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であり、当該規定を廃止する。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

申請者側としては、現行法下では成年被後見人等として登記されていないことの証明を法務局から取得する費用が必要となっている。一方、改正後はこれに代わる書面として心身に故障がない旨の宣誓書の提出に変更する方針であり、これに対応するための追加的費用は生じないものとする。

近年の通関業の新規許可件数は年間 30 件程度、通関業者の役員数は平均 7 名程度、通関士の新規確認件数は 1,000 人程度、登記されていないことの証明を法務局から取得する手数料が 300 円であることから、全体で $(30 \text{ 件} \times 7 \text{ 人} + 1,000 \text{ 人}) \times 300 \text{ 円} = 363,000 \text{ 円}$ / 年の遵守費用が削減されるものと推計される。

行政側としては、現行法下では成年被後見人等として登記されていないことの証明書を確認しているが、改正後は心身に故障がない旨の宣誓書の確認に変更する方針である。当該宣誓書は、通関業の許可の際に通関業法第 6 条各号に掲げる欠格事由（一部）に該当しないことを確認するために現行用いられているものであるが、改正後は心身に故障がないことを宣誓項目として追加する方針である。従って、当該宣誓書の利用による追加的行政費用が生

じることは想定されない。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

以上のことから、当該規制の改正に伴う新たなモニタリングの必要性は発生しないものと考えられる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

以上のことから、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しないものと考えられる。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由

に不当に差別されないよう、成年被後見人等の 権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後 5 年

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

個別審査規定が当初の想定通りに機能しているかを評価するため、当該欠格事由に関する偽り、その他不正の手段を理由とした通関業の許可取消し及び通関士資格喪失の合計件数を確認する。